

登録教習機関に係る登録事項変更の公示について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による登録教習機関の登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき公示する。

令和6年8月28日

和歌山労働局長

記

	変更前	変更後
名称	一般社団法人 日本ボイラ協会	
住所	東京都港区新橋 5-3-1 JBAビル	
代表者氏名	会長 刑部 真弘	会長 辻 裕一
事務所の名称	一般社団法人 日本ボイラ協会 和歌山支部	
事務所の所在地	和歌山県和歌山市湊通り丁北1 丁目1-8	
変更する年月日	令和6年6月20日	

以上